

けぢめならめ○中さてこの氏上といふものぞ後の氏長者なりける○註如此氏上の定れるから、各氏のすぢみだるゝことなく、氏人のことぐ、小氏大氏に附貫せれば、大氏の氏上に詔あれば、氏人どもみなうけ給はり傳へて、其事をなすなべにこと、ほりやすくみだるゝことなし、故太古はなすこと少くて、よくことのと、のひし也。さはいへど氏上、又氏人の威稜、つぎくに強大なりて、大命にたがひぬること、もの出來しかば部曲氏人を除れし部曲氏人を除れても、猶氏上のことは後世までも傳はれり、されど其本源のを○のを間誤脱うしなひしかば、氏上の人々の氏人を統領せることもうせしなるべし、さて氏上は職位あるもの、うけもたるものにもあらず、かならず其系統を尊みぬるにや、文武紀第一に、戊戌年九月戊午朔、以無冠麻績豐足爲氏上、无冠大贊爲助、進廣肆服部連左射爲氏上、无冠功子爲助とあるにて知るべし○註故氏上は太古治道の基にて、是にあらざれば、治道の趣知り難し、凡て姓は尊卑の階級を定る者にせられ、氏は其人の系統を糺し、皇神蕃<sub>別</sub>、諸蕃<sub>別</sub>、神の三種を正しく定められし者はたゞ其職業をむねとせざすべくして、氏上を置るゝ者也、其由は雄略朝廷元年八月、召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數總七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造<sub>とあるは秦人の戸數をかぞへ云もの也</sub>、又十五年、秦氏分散、臣連等、各隨欲驅使、勿委秦造、由是秦酒公以爲憂、而仕天皇、天皇愛寵之、詔聚秦氏賜於酒公、仍領率百八十種勝部奉獻庸調絹綾充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐○中とあるものは秦氏の人々は絲綿絹を織成て貢進れるの職なり、故識具の總號を波多<sub>云は</sub>ミ云は、如此氏々には其職業ありしこと、太古の法則なりしを知るべし。

〔標註職原抄下〕長者とは、氏中にて官位譜第一の人をいふ、天智紀三年の件に氏上あり、その他續紀中臣系圖等に見えたる氏上共に後の氏長者の事也、長者の稱の所見は後紀延暦十八年十二月の件に、宗中長者とあり、これ始なるべし、太古は職を家に傳へて、官を朝に受るの制なかりし